

令和3年度

兵庫県国民健康保険審査会会議録

令和4年3月18日

兵庫県国民健康保険審査会

令和3年度兵庫県国民健康保険審査会会議録

1 開会の日時及び場所

日時 令和4年3月18日(金) 10時00分から11時00分まで
場所 兵庫県議会第2委員会室

2 出席した委員の氏名及び種別

被保険者代表	川田 安子	元・神戸市須磨区保健福祉部長
同	中谷 友子	元・稲美町税務課課長補佐
同	中川 尚美	西宮市薬剤師会副会長
保険者代表	河野 勝雄	兵庫県食品国民健康保険組合理事長
公益代表	足立 正樹	神戸大学名誉教授
同	生安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長

3 議事の要領

別紙のとおり

事務局	<p><定足数>国民健康保険法第96条 各代表1名以上（被保険者代表委員3名、保険者代表委員1名、公益代表委員2名）を含む過半数の委員の出席により定足数を充足し審査会が成立していることについて報告</p>
会長	兵庫県国民健康保険審査会規程第6条に基づき、審査会を開会いたします。
会長	<p><議事録署名人の指名>審査会規程第8条 川田委員と河野委員にお願いします。</p>
両委員	（了解）
会長	次に、会長専決事項等について事務局より報告いたします。
事務局	（資料により説明）兵庫県国民健康保険審査会運営要領第2条第8項
会長	ただいま会長専決事項等について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。
委員	審査請求の宛先が市長となっていることにより、補正命令を受けている方がいますが、宛先を審査会宛として、審査請求書の様式を統一することはできないのでしょうか。
事務局	<p>審査請求書において、宛先のみが誤っているなど、不備が軽微な場合について、補正命令をするということはしておりませんが、他に処分の内容や審査請求の趣旨が不明確となっている場合は、宛先の補正も併せて求めています。</p> <p>様式については、市町や関係団体から提供されているものがあり、県から提供したものを一律に使用していただくのは難しいところがありますが、頂いたご意見をもとに検討させていただきます。</p>
委員	差押処分に係る審査請求で、訴えの利益がないという理由で却下裁決が下されているものがありますが、同様の差押処分に係る案件で、棄却裁決が下される場合との違いは何でしょうか。
事務局	債権の取り立てが既に終了しているかどうかの違いとなります。案件によっ

	<p>ては、審理手続の中で本件取り立てが終了している事実が判明することがあるので、その場合、訴えの利益が消滅している不適法な審査請求として却下することとなります。</p>
委 員	<p>却下の場合は、審査請求の内容を審理することはないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>事務局と処分庁の間で、内容の確認は行ないますが、審理手続の対象とはなりません。</p>
会 長	<p>他にご意見ないようですので、審議に入ります。</p>
事 務 局	<p>〈議案 1〉 令和 3 年度国民健康保険料の賦課処分に係る審査請求 41 件 (資料により説明)</p>
会 長	<p>この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。</p>
委 員	<p>審査請求の理由として「75 歳以上の一部負担を一割に戻してください。」とだけ記載している方がいますが、当該審査請求に対する弁明として、国民健康保険料の算定及び賦課が適正に行なわれているという旨の処分庁の主張は、論点が異なるように思われますが、どうでしょうか。</p>
事 務 局	<p>本件における審査請求の趣旨としては、あくまで保険料賦課処分の取消しを求めることにあります。「75 歳以上の一部負担を一割に戻してください。」との記載は、他の制度に係る政策的な主張として、本件処分の違法性等に関係が無いことから、直接当該記載に対して弁明をする必要はなく、審査の対象ともなら無いため問題は無いと考えます。</p>
会 長	<p>ご意見もないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。</p>
事 務 局	<p>本議案の裁決案は、棄却です。 (説 明)</p>
会 長	<p>この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。</p>

委 員	(意見・質問等は特になし)
会 長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただきますようお願いいたします。
委 員	異議なし。
会 長	議案1につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
事 務 局	〈議案2〉国民健康保険料の賦課処分に係る個別の審査請求 (資料により説明)
会 長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。
委 員	(意見・質問等は特になし)
会 長	ご意見もないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事 務 局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説 明)
会 長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。
委 員	(意見・質問等は特になし)
会 長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただきますようお願いいたします。
委 員	異議なし。
会 長	議案2につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
事 務 局	〈議案3〉国民健康保険料の賦課処分に係る個別の審査請求 (資料により説明)

会 長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。
委 員	(意見・質問等は特になし)
会 長	ご意見もないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事 務 局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説 明)
会 長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。
委 員	(意見・質問等は特になし)
会 長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	議案3につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
事 務 局	〈議案4〉債権差押処分に係る個別の審査請求 (資料により説明)
会 長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。
会 長	ご意見もないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事 務 局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説 明)
会 長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。

委 員	(意見・質問等は特になし)
会 長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	議案4につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
事 務 局	〈議案5〉国民健康保険療養費不支給決定処分に係る個別の審査請求 (資料により説明)
会 長	この議案について、ご意見・ご質問等がございましたら、ご自由にご発言願います。
委 員	社会保険側からの審査請求人に対する不当利得返還請求については、不当請求の発生時から2年を経過してから行なわれていますが、なぜ遅くなっているのでしょうか。
事 務 局	社会保険側の理由については把握できておりません。
委 員	保険給付を受ける権利の時効は2年ということですが、不当利得返還請求権の時効は何年でしょうか。
事 務 局	債権者が権利を行使できることを知った時から5年、又は、権利発生時から10年となっています。
委 員	保険者と被保険者で立場が不公平な印象を受けました。
会 長	ご意見もないようですので、裁決に移りたいと思います。この裁決書案について、事務局より説明してください。
事 務 局	本議案の裁決案は、棄却です。 (説 明)

会 長	この裁決書案について、何かご意見等はございませんか。
委 員	(意見・質問等は特になし)
会 長	この裁決書案につきまして、ご異議がなければ原案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	議案5につきましては、裁決書案のとおり裁決いたします。
会 長	これもちまして、本日の審理を終了し、兵庫県国民健康保険審査会を閉会いたします。

